

社会的養護の課題と将来像への取組

児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会
社会的養護専門委員会とりまとめ(平成23年7月)の概要とその取組の状況

平成24年10月

1. 社会的養護の基本理念と原理	・ ・	1
2. 施設等種別ごとの課題と将来像	・ ・	3
3. 社会的養護の共通事項の課題と将来像	・ ・	17
(1) 施設の運営の質の向上		
(2) 施設職員の専門性の向上		
(3) 親子関係の再構築支援の充実		
(4) 自立支援の充実		
(5) 子どもの権利擁護		
(6) 施設類型の在り方と相互連携		
(7) 社会的養護の地域化と市町村との連携		
4. 施設の人員配置の課題と将来像	・ ・	25
5. 社会的養護の整備量の将来像	・ ・	30

1. 社会的養護の基本理念と原理

～施設運営指針・里親等養育指針の総論より～

社会的養護の基本理念

- ① 子どもの最善の利益のために
 - ・ 児童福祉法第1条「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」
 - ・ 児童の権利に関する条約第3条「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。」
- ② 社会全体で子どもを育む
 - ・ 社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うもの。

社会的養護の原理

- ① 家庭的養護と個別化：
 - ・ すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって養育されるべき。「あたりまえの生活」を保障していくことが重要。
- ② 発達の保障と自立支援：
 - ・ 未来の人生を作り出す基礎となるよう、子ども期の健全な心身の発達の保障を目指す。愛着関係や基本的な信頼関係の形成が重要。自立した社会生活に必要な基礎的な力を形成していく。
- ③ 回復をめざした支援：
 - ・ 虐待や分離体験などによる悪影響からの癒しや回復をめざした専門的ケアや心理的ケアが必要。安心感を持てる場所で、大切にされる体験を積み重ね、信頼関係や自己肯定感(自尊心)を取り戻す。
- ④ 家族との連携・協働：
 - ・ 親と共に、親を支えながら、あるいは親に代わって、子どもの発達や養育を保障していく取り組み。
- ⑤ 継続的支援と連携アプローチ：
 - ・ アフターケアまでの継続した支援と、できる限り特定の養育者による一貫性のある養育。様々な社会的養護の担い手の連携により、トータルなプロセスを確保する。
- ⑥ ライフサイクルを見通した支援：
 - ・ 入所や委託を終えた後も長くかかわりを持ち続ける。虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切っていけるような支援。

社会的養護の基盤づくり

- 大規模な施設養護を中心とした形態から、一人一人の子どもをきめ細かく育み、親子を総合的に支援していけるよう、ハード・ソフトともに変革していく。
- 家庭的養護を推進していくため、養育者の家庭に子どもを迎え入れて養育を行う里親やファミリーホームを優先するとともに、児童養護施設、乳児院等の施設養護も、できる限り小規模で家庭的な養育環境の形態に変えていく。また、家庭的養護の推進は、養育の形態の変革とともに、養育の内容も刷新していくことが重要。
- 施設は、社会的養護の地域の拠点として、家庭に戻った子どもへの継続的なフォロー、里親支援、自立支援やアフターケア、地域の子育て家庭への支援など、専門的な地域支援の機能を強化する。
- ソーシャルワークとケアワークを適切に組み合わせ、家庭を総合的に支援する仕組みづくりが必要。

社会的養護の充実と子育て支援施策との連携

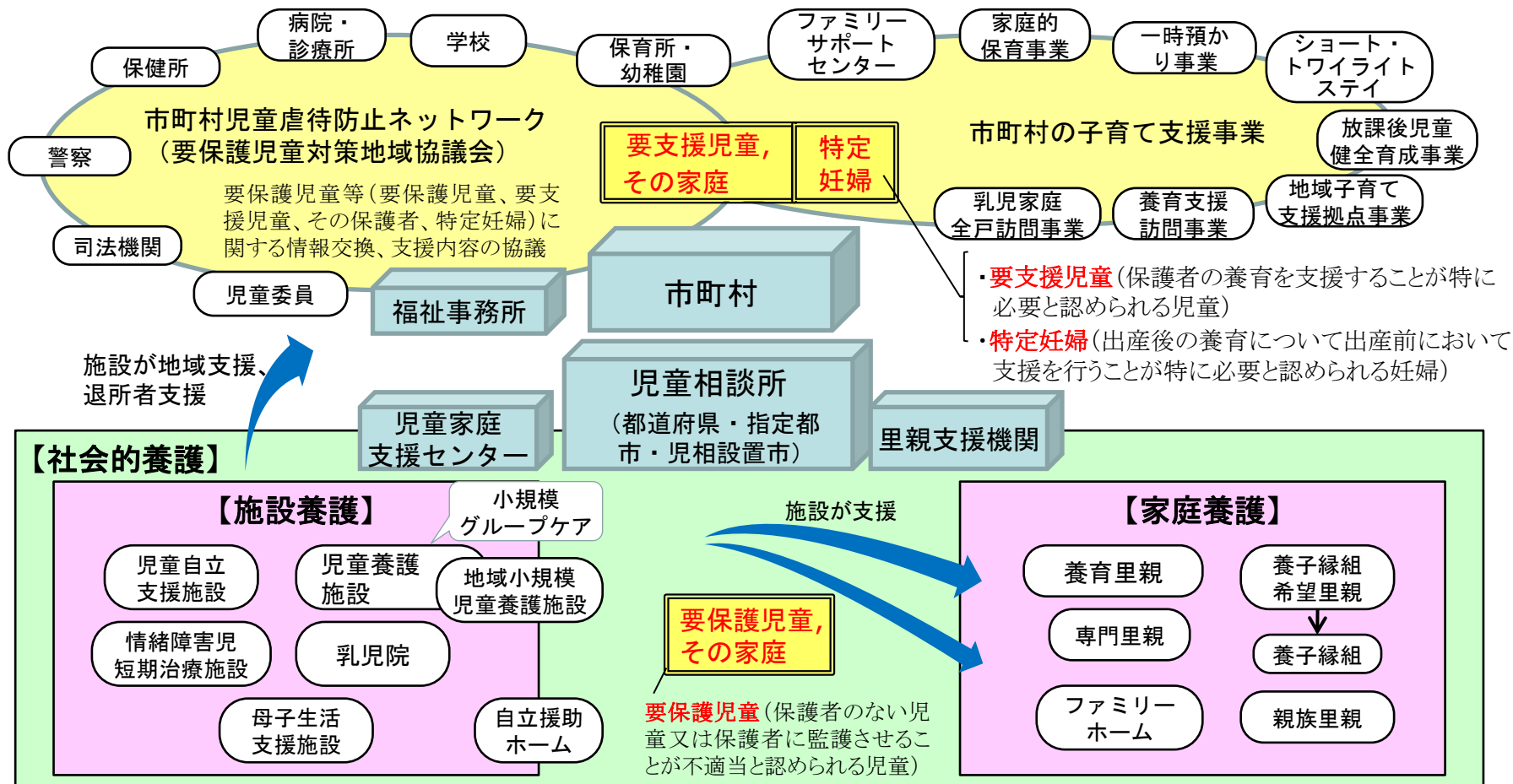
○社会的養護は、かつては、親が無い、親に育てられない子どもへの施策であったが、現在は、虐待を受けて心に傷をもつ子ども、障害のある子ども、DV被害の母子への支援へと役割が変化し、その役割・機能の変化に、ハード・ソフトの変革が遅れている。

○子育て支援施策を充実させていく中で、社会的養護の対象となる子どもにこそ、特に支援の充実が必要。

○社会的養護とは、保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことである。

○社会的養護の基本的方向は、①家庭的養護の推進、②専門的ケアの充実、③自立支援の充実、④家族支援、地域支援の充実

○児童相談所を中心とした社会的養護は、市町村の児童家庭相談や子育て支援と一連につながるものであり、密接に連携して推進



2. 社会的養護の施設等種別ごとの課題と将来像

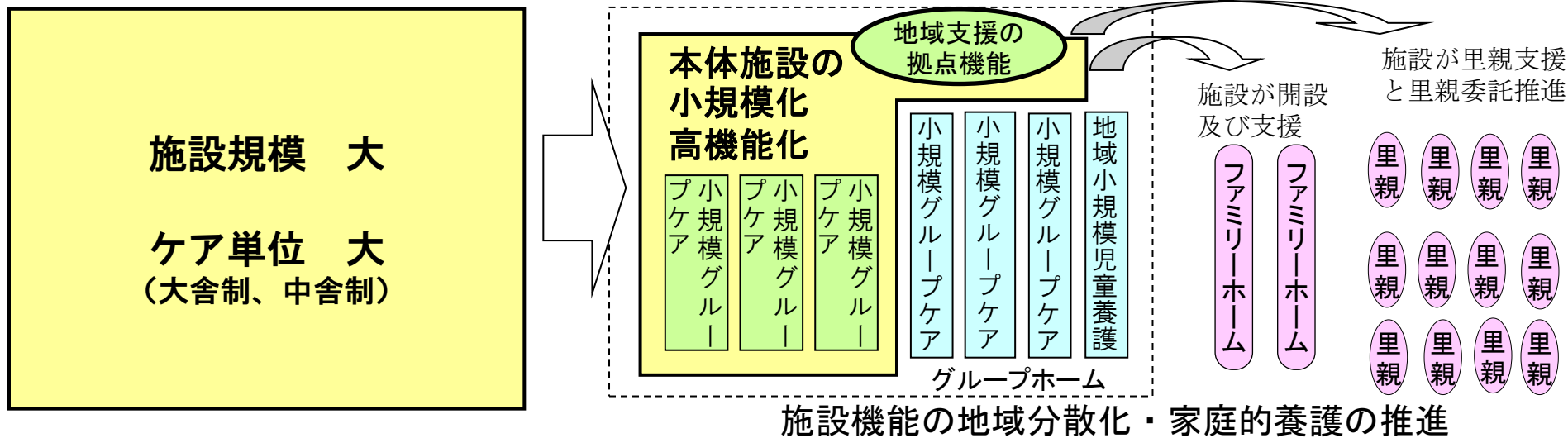
(1) 児童養護施設の課題と将来像

児童養護施設の7割が大舎制で、定員100人を超える大規模施設もある。社会的養護が必要な子どもを、できる限り家庭的な環境で、安定した人間関係の下で育てることができるよう、家庭的養護を強力に推進。

①小規模化と施設機能の地域分散化による家庭的養護の推進

- ケア単位の小規模化 → 将来は全施設を小規模グループケア化（オールユニット化）
- 本体施設の小規模化 → 定員45人以下に
- グループホームの推進、ファミリーホームの設置、里親の支援 → 施設は地域の社会的養護の拠点に

②本体施設は、精神的不安定等が落ち着くまでの専門的ケアや、地域支援を行うセンター施設として、高機能化



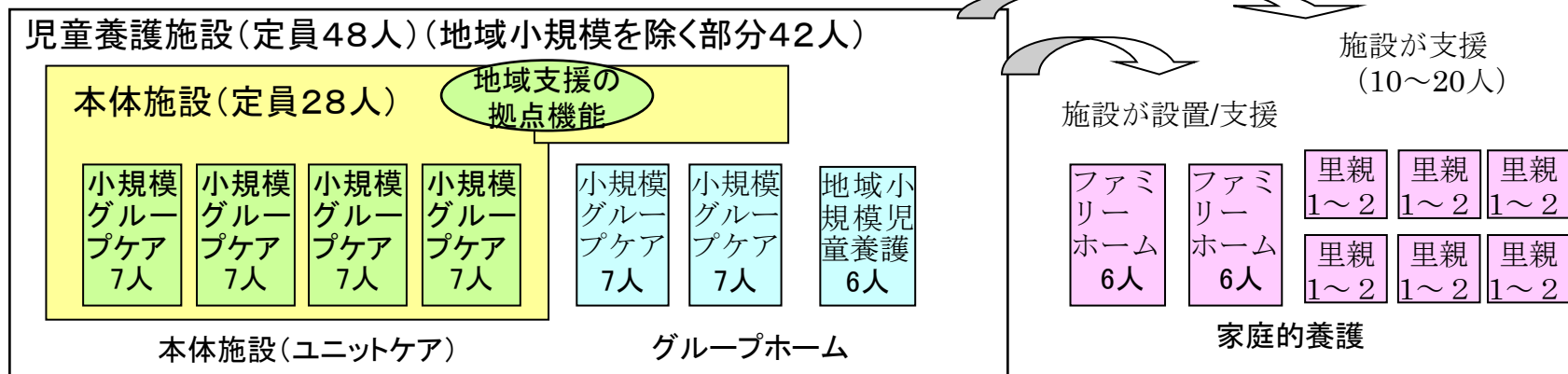
施設機能の地域分散化・家庭的養護の推進

- できる施設から順次進め、着実に推進。
→平成24年度から、小規模化を進めやすい措置費に改める（保護単価表を定員10人刻みから5人刻みとする等）
- 今後の施設の新築・改築に当たっては、本体施設の小規模化、地域分散化を条件に
- 小規模グループケアの普及のためには、基本の人員配置の引上げ、宿直加算の全グループ化が必要
→平成24年度から、基本配置を引上げ(6:1→5.5:1)、管理宿直等職員加算を全小規模グループごとに適用
- グループホームやファミリーホームは、住宅を賃借して行う場合も多く、賃借料の補助が必要
→平成24年度から、建物の賃借料を措置費に算定（月10万円）
- 個々のグループの孤立と密室化を防ぐため、研修の充実と施設全体の組織的運営体制が重要

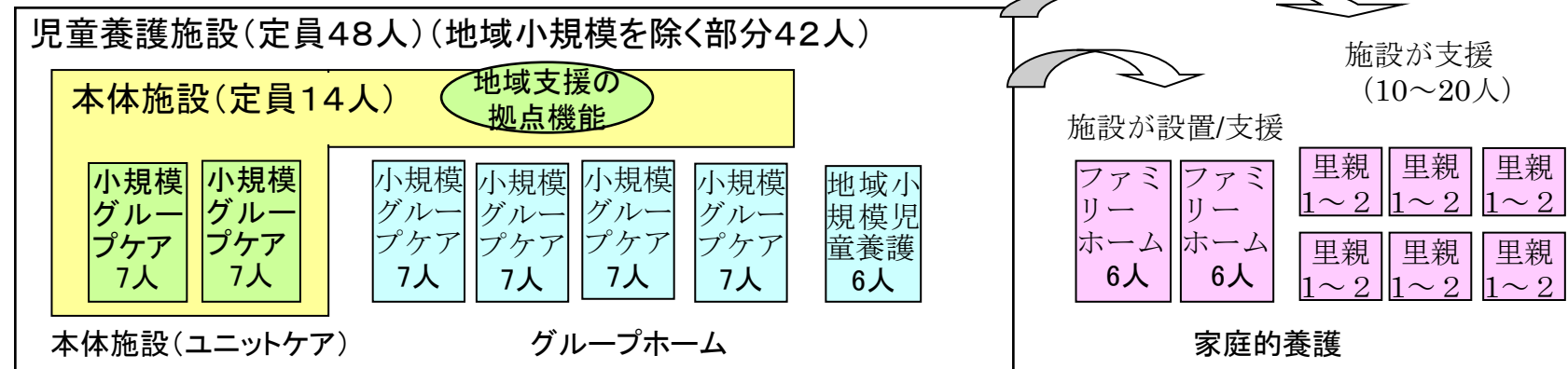
地域分散化を進める児童養護施設の姿

- 児童養護施設の姿は、1施設につき、小規模グループケア6か所までと小規模児童養護施設1か所を持ち、小規模グループケアは本体施設のユニットケア型のほか、できるだけグループホーム型を推進する。
- また、1施設につき概ね2か所以上のファミリーホームを持つとともに、地域に施設と連携する里親の集団を持ち、里親支援を行う。
- 児童養護施設の本体施設での長期入所を無くし、グループホーム、ファミリーホーム、里親へ、支援を継続しながら家庭的な養護を行える体制に、すべての施設を変革していく。

地域分散化した施設機能（70人～90人）



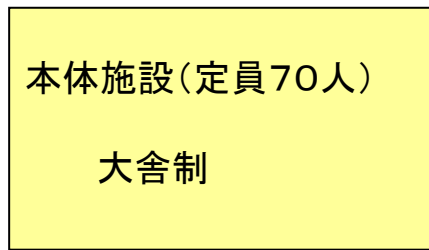
地域分散化した施設機能（70人～90人）



児童養護施設の小規模化・地域分散化のための計画のステップ（例）

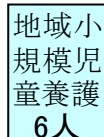
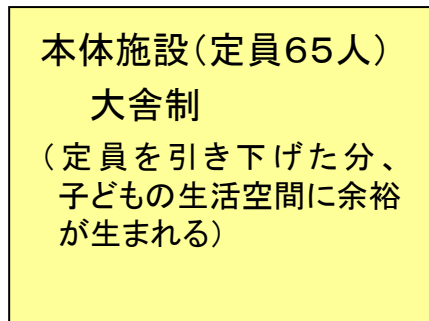
※平成24年9月7日付事務連絡「児童養護施設等の小規模化及び家庭養護の推進のために」について」でマニュアル案を各自治体あてに送付

①現状（定員70人大舎制の例）

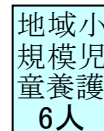
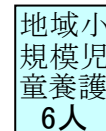
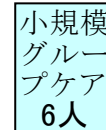
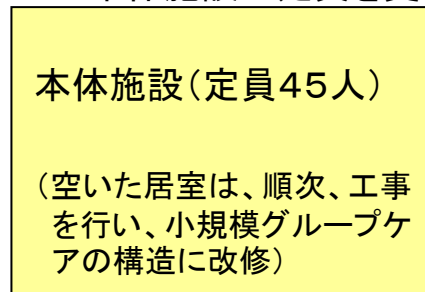


②まず1か所グループホームを作る

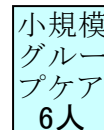
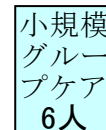
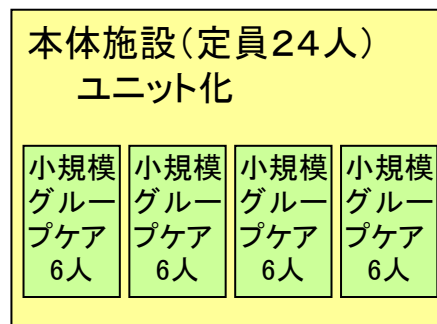
- ⇒ 小規模養育のノウハウを習得
- ⇒ 本体施設の定員を5人程度引下げ



③グループホームを増やす 里親支援をしながら里親委託を進める ⇒ 本体施設の定員を更に引下げ



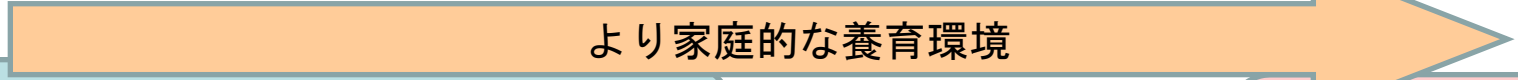
④本体施設を全ユニット化する ファミリーホームや里親委託をさらに進める ⇒ 本体施設の定員をさらに引下げ



※定員規模の縮小は、施設の子どもの環境改善を図るものであり、過去に施設整備費の補助を受けた施設でも可能。
 ※本体施設の改築を行う場合は、改築時に小規模グループケアの構造とするか、あるいは容易に転換できる構造としておく。
 ※措置費上、定員（本体＋分園型小規模ケア）の定員が45人以下の場合が、手厚くなっている。

(参考1)施設の小規模化と家庭的養護の推進

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームなどを推進



児童養護施設

大舎(20人以上)
 中舎(13~19人)
 小舎(12人以下)

1歳~18歳未満(必要な場合0歳~20歳未満)

職員は施設長等のほか
 就学児童5.5:1
 3歳以上 4:1
 3歳未満2:1

585か所
 定員34,464人
 現員28,533人

小規模グループケア

(本園ユニットケア、グループホーム)

本体施設や地域で、小規模なグループで家庭的養護を行う

1グループ6~8人(乳児院は4~6人)

職員1人+管理宿直を加算

23年度650か所
 →26年度目標 800か所(乳児院等を含む)

地域小規模児童養護施設(グループホーム)

本体施設の支援のもと地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う

定員6人

職員2人+非常勤1人+管理宿直

23年度221か所
 →26年度目標 300か所

小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)

養育者の住居で養育を行う家庭養護

定員5~6人

養育者及び補助者合わせて3人

23年度145か所
 →26年度目標 140か所達成済
 →将来像1000か所

里親

家庭における養育を里親に委託する家庭養護

児童4人まで

登録里親数	7,669世帯
うち養育里親	6,121世帯
専門里親	572世帯
養子縁組里親	1,840世帯
親族里親	367世帯

委託里親数 2,971世帯
 委託児童数 4,244人

→26年度目標
 養育里親登録 8,000世帯
 専門里親登録 800世帯

乳児院

乳児(0歳)、必要な場合幼児(小学校就学前)

129か所
 定員3,860人、現員2,843人

里親等委託率

$$= \frac{\text{里親} + \text{ファミリーホーム}}{\text{養護} + \text{乳児} + \text{里親} + \text{ファミリーホーム}}$$

24年3月末 13.6% (速報値)
 →26年度目標 16%

→将来像は、本体施設、グループホーム、里親等を各概ね3分の1
 児童養護施設の本体施設は、全て小規模グループケアに

児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)

養護施設等退所後、就職する児童等が共同生活を営む住居において自立支援

23年度82か所 →26年度目標 160か所

※「26年度目標」は、子ども子育てビジョン
 施設数等のか所数、定員は、平成23年10月1日家庭福祉課調べ。登録里親数、委託里親数は、平成23年3月末福祉行政報告例。
 現員、委託児童数は、平成24年3月末家庭福祉課調べ(速報値)。

(参考2)児童養護施設の形態の現状

児童養護施設の7割が大舎制。また、定員100人を超えるような大規模施設もある。家庭的養護の推進のため、施設の小規模化の推進が必要。

① 大舎・中舎・小舎の現状、小規模ケアの現状（平成20年3月）

		寮舎の形態			小規模ケアの形態		
		大舎	中舎	小舎	小規模グループケア	地域小規模児童養護施設	その他グループホーム
保有施設数 (N=489)	施設数	370	95	114	212	111	55
	%	75.8	19.5	23.4	43.4	22.7	11.3
舎数		476	220	444	212	116	98
一舎あたり定員数	平均	45.65	15.43	8.82	7.27	5.99	6.06
一舎あたり在籍児童数	平均	42.09	14.46	8.36	7.14	5.81	5.58
職員一人あたり児童数※	平均	4.43	3.91	3.39	3.08	2.75	2.59

※ 社会的養護施設に関する実態調査（平成20年3月1日現在）、調査回答施設数489

※ 「職員1人あたり児童数」は、週40時間に換算したもの。施設においては休日、夜間の対応も行われていることに留意する必要がある。

※ 「大舎」：1舎あたり定員数が20人以上、「中舎」：同13～19人、「小舎」：同12人以下

※ 例えば、大舎の寮の中に小規模グループケアのユニットがある場合、小規模グループケアによる定員や在籍児童数は、大舎の定員や在籍児童数から除かれている。

② 定員規模別施設数

定員	施設数
～ 20	4 (0.7%)
～ 30	61 (10.4%)
～ 40	92 (15.7%)
～ 50	124 (21.2%)
～ 60	97 (16.6%)
～ 70	71 (12.1%)
～ 80	47 (8.0%)
～ 90	35 (6.0%)
～ 100	24 (4.1%)
～ 110	13 (2.2%)
～ 120	5 (0.9%)
～ 150	7 (1.2%)
151～	5 (0.9%)
総数	585 (100%)

家庭福祉課調べ
(平成23年10月1日)

(2) 乳児院の課題と将来像

乳児院の役割

- 乳幼児の生命を守り、心身及び社会性の健全な発達を促進する**養育機能**
- 被虐待児・病児・障害児等への対応**ができる乳幼児の専門的養育機能
- 早期家庭復帰を視野に入れた**保護者支援とアフターケア機能**
(在所期間は1か月未満が26%、6か月未満を含めると48%。長期在所にはこれらの支援が必要)
- 児童相談所から乳児院に一時保護委託を受けることが多く、**乳児の一時保護機能**
- 子育て支援機能** (育児相談、ショートステイ等)

今後の課題

①専門的養育機能の充実

- ・被虐待児、低出生体重児、慢性疾患児、発達の遅れのある子ども、障害児など、医療・療育の必要な子どもに対し、リハビリ等の医療・療育と連携した専門的養育機能の充実
- ・個別対応職員や心理療法担当職員の全施設配置、経験豊富な看護職員の確保など
→平成24年度予算で、基本配置の引上げ(1.7:1→1.6:1)、個別対応職員の全施設配置化。また、民間施設給与等改善費の通算勤続年数の算入対象に、看護師については医療機関を追加。

②養育単位の小規模化

- ・乳幼児期の集団養育や交代制による養育は、心の発達への負の影響が大きいことから、養育単位の小規模化(4~6人の小規模グループケア)を推進。養育担当者との愛着関係が築かれ、乳児初期からの非言語的コミュニケーションにより、情緒、社会性、言語をはじめ、全面的な発達を支援。
- ・乳児院では夜勤が必要なため、例えば2グループを1人の夜勤者がみることができる構造等が必要

③保護者支援機能、地域支援機能の充実

- ・保護者の多くは、子育てに不安や負担感をもち、育児の知識や技術をもたず、家族関係が複雑な場合もあり、かかわりの難しい保護者も増加しており、保護者支援の充実が必要。
- ・不必要に施設入所の長期化や児童養護施設への措置変更にならぬよう、里親委託の推進が必要。
- ・新たに里親支援担当職員を設置し、家庭支援専門相談員、個別対応職員、心理療法担当職員を合わせ、直接ローテーションに加わらない職員のチームで、保護者支援、里親支援等の地域支援機能を推進
- ・ショートステイ等の子育て支援機能は、虐待予防にも役立つ重要な機能であり推進する。

(3) 情緒障害児短期治療施設の課題と将来像

情短施設の役割

- 心理的・精神的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしている子どもたちに、心理治療を行う。
- 施設内の分級など学校教育との密接な連携を図りながら、総合的な治療・支援を行う。
- 比較的短期間(現在の平均在園期間2年4ヶ月)で治療し、家庭復帰や、里親・児童養護施設での養育につなぐ役割。
- 入所児は、被虐待児が75%、広汎性発達障害の子どもが26%、軽度・中度の知的障害の子どもが12.8%、児童精神科を受診している子どもが40%、薬物治療を行っている児童が35%。

今後の課題

① 情短施設の設置推進

- ・情短施設が無い地域では、人員配置が十分でない児童養護施設で対応している現状にあり、各都道府県に最低1カ所(人口の多い地域では複数)の設置が必要。平成20年度32カ所であったが現在37カ所。平成26年度に47カ所目標。児童養護施設からの転換を含め、将来57カ所を目標。

② 専門的機能の充実

- ・かかわりの難しい児童や家庭が増えており、専門的能力の向上と人員配置の引上げが必要
→平成24年度から、基本配置の引上げ(5:1→4.5:1)

③ 一時的措置変更による短期入所機能の活用

- ・児童養護施設や里親で一時的に不適応を起こしている子どもを、短期間一時的に利用

④ 通所機能の活用

- ・地域の心理的問題の大きい子どもへの支援機能として重要。
→平成24年度から、児童養護施設の入所児童が必要な場合に情短施設への通所利用を可能に

⑤ 外来機能の設置

- ・入所前や退所後の支援、家族への支援のため、児童精神科の診療所を併設し、外来機能を充実

⑥ 名称の見直し問題

- ・情緒障害という言葉への子どもや保護者の気持ちを考慮し、変更を希望する意見もあり今後の検討課題
→情短施設運営指針で、当面、「児童心理治療施設」という通称を用いることができることを定める。

(4) 児童自立支援施設の課題と将来像

児童自立支援施設の役割

- 子どもの行動上の問題、特に非行問題を中心に対応する児童自立支援施設は、平成9年の児童福祉法改正により、教護院から名称を変更し、「家庭環境その他の環境上により生活指導等を要する児童」も対象に加え、非行ケースへの対応はもとより、他の施設では対応が難しいケースの受け皿としての役割を果たしている。
- 職員である実夫婦とその家族が小舎に住み込み、家庭的な生活の中で入所児童に一貫性・継続性のある支援を行うという伝統的な小舎夫婦制や、小舎交代制という支援形態で展開してきた。
- 「枠のある生活」を基盤とする中で、子どもの育ち直しや立ち直り、社会的自立に向けた支援を実施。
- 児童自立支援施設は、少年法に基づく家庭裁判所の保護処分等による入所もあり、これらの役割から、都道府県等に設置義務が課せられている。(現在、国立2、都道府県・指定都市立54、社福法人立2)

今後の課題

①専門的機能の充実等

- ・虐待を受けた経験をもつ子どもが66%、発達障害・行為障害等の障害をもつ子どもが35%であり、特別なケアが必要なケースが増加している。子どもの抱える問題の複雑さに対応し、個別支援や心理治療的なケアなど、より高度で専門的なケアを提供する機能強化が課題。
- ・このため、手厚い人員配置を行うとともに、職員の専門性の向上を図る養成研修を充実しながら、運営と支援の質の一層の向上が必要。
→平成24年度から、基本配置の引上げ(5:1→4.5:1)
- ・被虐待経験や発達障害等を有する子どもの支援のため、心理療法担当職員の複数配置が必要
- ・中卒・高校生に対応していない施設もあり、年長の対応の難しい児童の自立支援機能を充実する必要
- ・施設内の分校、分教室の設置等、学校教育への就学義務への対応

②相談、通所、アフターケア機能

- ・施設が蓄積してきた非行相談等の知見や経験を生かし、地域の子どもの非行や生活について相談援助を実施するため、相談、通所、アフターケア機能などの自立支援機能の充実
- ・子どもの立ち直りや社会的自立には、保護者や関係者・関係機関の理解と協力が不可欠であり、家族との交流・関係調整などの支援や、地域社会におけるネットワークなどの資源を活用したサポート体制の確立

(5) 母子生活支援施設の課題と将来像

母子生活支援施設の役割

- 母子生活支援施設は、当初は、生活に困窮する母子に住む場所を提供する施設であり、「母子寮」の名称であったが、平成9年の児童福祉法改正で、施設の目的に「入所者の生活支援」を追加し、名称も変更。
- 近年では、DV被害者や虐待を受けた児童の入所が半数以上を占め、「母子が一緒に生活しつつ、共に支援を受けることができる唯一の児童福祉施設」という特性を活かして、支援機能の充実が求められている。

今後の課題

①入所者支援の充実

- ・施設による取組みの差が大きく、住む場所の提供にとどまる施設も多い。すべての施設が、母に対する支援、子どもに対する支援、虐待の防止、母子再統合の支援、アフターケア、地域支援等を充実する必要。

②職員配置の充実と支援技術の普及向上

- ・入所者支援の充実のため、母子支援員・少年指導員の基本の人員配置を引き上げる必要。
→平成24年度から、基本配置の引上げ（定員10世帯以上の施設の母子支援員を1名増員）
- ・個別対応職員の配置推進と20世帯以上施設での早期の義務化、保育設備を有する場合の保育士の配置を保育所並に引上げ、特に対応が困難な母子の人数に応じた加算職員の複数配置を検討。
- ・支援技術や支援事例を広く伝え、全体の力量を高める必要。夜間宿直体制による安全管理も重要。

③広域利用の確保

- ・DV被害者は、加害夫から逃れるために遠隔地の施設を利用するが多い。
- ・広域利用に積極的な自治体とそうでない自治体があることから、円滑な広域利用を推進。

④子どもの学習支援の充実

- ・貧困の連鎖を断ち切るためには、母子生活支援施設の子どもへの学習支援が重要。
- ・児童養護施設にあるような入学時の支度費を設けたり、学習ボランティアなどを含めた支援が必要。
→平成24年度から、母子生活支援施設にも児童養護施設等と同様の入進学支度金等を支給

⑤児童相談所・婦人相談所との連携

- ・母子福祉施策や生活保護の専門的ケースワークと連携するため、福祉事務所で実施しているが、児童虐待の防止等の側面があることから、児童相談所や婦人相談所との連携も重要。

⑥公立施設の課題

- ・公立施設での加算職員の配置推進。指定管理者制度による公設民営施設での長期的視野での取組み。

(6) 里親委託の推進

里親委託の役割

- 里親委託は、次のような効果が期待できることから、社会的養護では里親委託を優先して検討。
 - (a) 特定の大人との愛着関係の下で養育され、安心感の中で自己肯定感を育み、基本的信頼感を獲得できる
 - (b) 適切な家庭生活を体験する中で、家族のありようを学び、将来、家庭生活を築く上でのモデルにできる
 - (c) 家庭生活の中で人との適切な関係の取り方を学んだり、地域社会の中で社会性を養うとともに、豊かな生活経験を通じて生活技術を獲得できる
- 里親は、委託解除後も関係を持ち、いわば実家的な役割を持つことができる。
- 養育里親、専門里親、養子縁組希望里親、親族里親の4つの類型の特色を生かしながら推進。

里親委託の推進

①里親委託率の引上げ

- ・日本の社会的養護は、施設が9割で里親は1割。欧米諸国と比べて、施設養護に偏っている。
- ・しかし、日本でも、新潟県で33.6%など、里親委託率が3割を超えている県もあり、最近6年間で、福岡市が6.9%から24.8%へ増加するなど、大幅に伸ばした県・市もある。
- ・これらの自治体では、児童相談所への専任の里親担当職員の設置、里親支援機関の充実、体験発表会、市町村と連携した広報、NPOや市民活動を通じた口コミなど、様々な努力をしており、日本でも里親委託率を3割以上に引き上げることは十分可能。
- ・平成23年4月に「里親委託ガイドライン」を策定。伸ばした県市の取組事例を普及させるなど、取組を推進。
→平成24年3月に里親委託ガイドラインを改正し、里親支援の充実、体制整備を促進

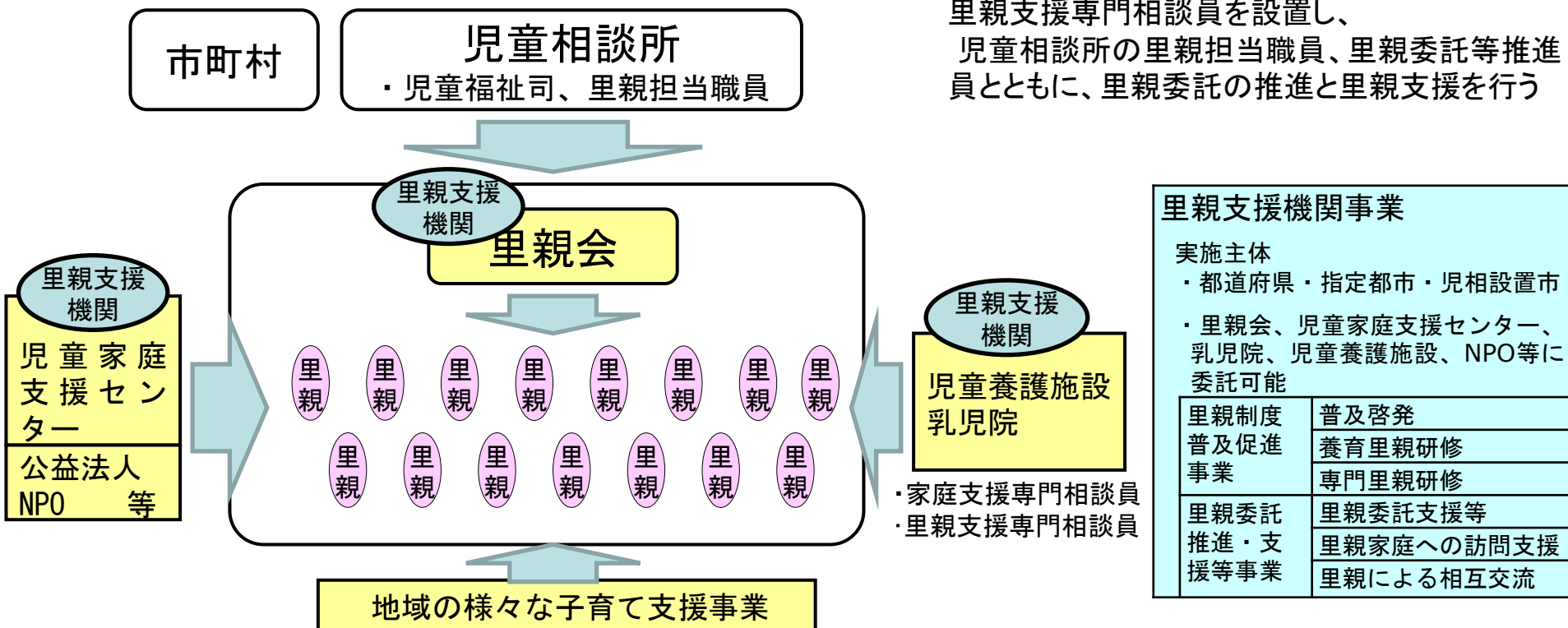
②新生児里親、親族里親、週末里親等の活用

- ・望まない妊娠による出産で養育できない保護者の意向が明確な場合は、妊娠中からの相談に応じ、「特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託」の方法が有用。新生児の遺棄・死亡事例等の防止のためにも、関係機関の連携と社会的養護の制度の周知が重要。
- ・親族里親の活用により経済的支援を行わなければ、親族による養育が期待できず施設措置を余儀なくされる場合には、親族里親を積極的に活用。扶養義務のない親族には、養育里親制度を適用する見直し。
→平成23年9月の省令改正で、扶養義務のないおじ、おばには養育里親を適用して里親手当を支給できるように改正
- ・家庭的生活を体験することが望ましい児童養護施設の入所児童に対し、週末や夏休みを利用して養育里親への養育委託を行う「週末里親」「季節里親」を活用。

里親委託の推進と里親支援機関

- 里親に委託される社会的養護の子どもは、虐待を受けた経験があり、心に傷を持つ子どもが多く、様々な形で育てづらさが出る場合が多い。養育里親には、研修、相談、里親同士の相互交流、レスパイト（里親の休養）など、里親支援を行い、里親の孤立化の防止が重要。
- 里親支援機関は、里親会や、児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院、NPOなど、それぞれの特徴に応じて、多方面から支援することが重要であり、里親支援機関の好取組事例の普及を図る。
- 市町村と連携し、地域の子育て支援事業も活用。

→平成24年度から、児童養護施設と乳児院に、里親支援専門相談員を設置し、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員とともに、里親委託の推進と里親支援を行う



(7) ファミリーホームの課題と将来像

ファミリーホームの役割

- ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）は、平成21年度に創設された制度で、家庭的養護を促進するため、保護者のない児童又は保護者に監護させることが適当でない児童に対し、養育者の住居（ファミリーホーム）において、児童の養育を行うもの。

今後の課題

①大幅な整備促進

- ・ 子ども子育てビジョンでは、平成26年度までに140か所を整備（平成23年10月現在145か所）となっているが、家庭的養護の促進のため、今後、更に大幅な整備が必要であり、将来は1000か所程度を見込む。
- ・ これまでは、里親の中で大きいものからの移行が中心であるが、今後は、児童養護施設等の職員が独立して開設したり、児童養護施設等を行う法人が開設するタイプが増えることが期待される。
- ・ 整備促進のためには、借家によりホームを運営する場合に家賃を補助することが必要。
→平成24年度から、建物の賃借料を措置費に算定（月10万円）

②専門性の向上と支援体制の構築

- ・ 養育者の研修の充実や、訪問や相互交流などの孤立化させない取り組みなど、里親支援と同様の支援体制の中で、支援を推進。
→平成23年3月末の実施要綱改正で、里親支援機関や児童家庭支援センターの里親支援にファミリーホームを加え、ファミリーホームに里親研修を受講するよう努めることと規定
- ・ 児童を養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護であることを明確化するよう、平成24年3月末に児童福祉法施行規則及び実施要綱を改正。

(8) 自立援助ホームの課題と将来像

自立援助ホームの役割

○自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）は、義務教育を終了した20歳未満の児童であって、児童養護施設等を退所したもの又はその他の都道府県知事が必要と認めたものに対し、これらの者が共同生活を営む住居（自立援助ホーム）において、相談その他の日常生活上の援助、生活指導、就業の支援等を行う。

今後の課題

①整備推進

・子ども子育てビジョンで、平成26年度までに160か所を整備（平成23年10月現在82か所）

②対応の難しい児童等への対応

- ・自立援助ホームは、本来は、児童養護施設よりも、自立度の高い利用対象を想定しているが、被虐待、発達障害、精神科通院、高校中退、家庭裁判所の補導委託や少年院からの身元引き受けなど、様々な困難を抱えている児童等を引き受けている実態がある。
- ・本来、対応が難しい児童は、児童養護施設や児童自立支援施設等で引き受けるべきであるが、自立援助ホームの特色を生かし、多様な利用者を支援
- ・虐待を受けた児童等の緊急の避難先として民間で運営されている「子どもシェルター」については、自立援助ホームの制度を適用し、取り組みを支援する。

→平成23年7月に実施要綱を改正し適用

③運営費の充実

- ・平成23年度から、措置費の定員払化を行い、ホームの運営を安定化。
- ・借家によりホームを運営する場合の家賃補助や、収入のない児童の医療費の補助が必要。
→平成24年度から、建物の賃借料を措置費に算定（月10万円）。また、児童等に収入がない場合には、健康保険・国民健康保険等による給付を除いた医療費自己負担分を支給。

④20歳以降のアフターケア

- ・20歳以降の延長も可能とする改正については、将来の検討課題。
- ・一方、20歳までに一定の力をつけて自立する努力。ホーム近隣のアパートで自活し、ホームがアフターケアとして相談支援していく取り組みが重要。

(9) 児童家庭支援センターの課題と将来像

児童家庭支援センターの役割

○児童家庭支援センターは、平成9年の児童福祉法改正で制度化。専門的な知識技術を必要とする相談に応じるとともに、児童相談所からの委託を受けた児童及びその家庭への指導、その他の援助を総合的に行う。平成20年の児童福祉法改正で、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うことも業務に加えられた。

今後の課題

①児童家庭支援センターの整備推進

- ・平成23年10月末現在87か所。子ども子育てビジョンでは、平成26年度までに120か所を整備する目標。児童家庭支援センターは、施設と地域をつなぐ機関として増やし、将来は、児童養護施設や乳児院の標準装備としていく。施設と離れた利用しやすい場所に設けることも考えられる。

②市町村との連携及び役割分担の明確化

- ・児童家庭支援センターは、虐待相談が急増する中で、児童相談所の補完的役割の拠点として制度化された。その後、市町村が虐待対応の第一次的な相談窓口となり、要保護児童対策地域協議会なども設けられ、市町村の役割も大きくなり、地域子育て支援拠点事業などにおける子育て相談の実施など市町村事業も充実している。
- ・このため、一般的な子育て相談に近い部分は、市町村や様々な子育て拠点事業に委ねつつ、専門性の高い部分を受け持つ役割を高めていくことが必要。
- ・具体的には、施設入所には至らない前段階で、家庭に対する専門性の高い支援が必要な場合や、施設退所後の家族再統合への支援や見守り、アフターケアをその施設に代わって行う必要がある場合など、継続的な支援が必要な児童と家庭について、児童相談所や市町村から委託を受けて支援を行う役割の充実が重要。

③里親支援機関としての役割分担の明確化

- ・各地域で、里親支援のうち児童家庭支援センターが受け持つ役割分担を協議し、明確化する必要。
- ・里親支援機関の中心を担う目的で新たな児童家庭支援センターの設置も考えられる。

3. 社会的養護の共通事項の課題と将来像

(1) 施設の運営の質の向上

▶施設の運営の質の差が大きいことから、

- ①各施設種別ごとに、運営理念等を示す「指針」と、具体的な「手引書」を作成し、
- ②社会的養護の専門性を踏まえた外部の目を入れる「第三者評価」を義務づける。

平成23年度に指針を作成し、平成24年度から手引書の作成。順次改定して高めていく。

施設種別毎の「施設運営指針」、及び「里親等養育指針」の作成

- ・保育所保育指針に相当するものが、社会的養護の施設には無いことから、施設種別ごとの検討チームを設置して、作成
→平成24年3月に指針を策定

種別毎の「手引書(指針の解説書)」の作成

- ・従来、施設ごとの経験の積み重ねで、ノウハウが蓄積されてきたが、施設により取り組みの質の差が大きい。
- ・このため、施設種別毎に、実践的な技術や知恵を言語化した手引書(指針の解説書)を作成。

指針等を踏まえ、自己点検と第三者評価を推進し、質を高めていく。

「自己点検」(自己評価)

- ・各施設で、施設長や基幹的職員(スーパーバイザー)を中心に、全職員が参加して自己点検を行う。

「第三者評価」の義務づけ

- ・社会福祉共通で任意の第三者評価が行われているが、子どもが施設を選べない措置施設で、施設長の親権代行もある社会的養護の施設では、質の向上の取り組みとして、3年に1回以上の第三者評価の受審と結果の公表を義務づける。
→平成23年9月に省令を改正
→平成24年3月に全国共通の評価基準を策定

(2) 施設職員の専門性の向上

① 施設長の資格要件及び研修の義務化

- ・ 本年の民法等改正で、施設長の役割が強化された。また、施設運営の質は、施設長による部分が多い。
- ・ このため、施設長の研修を義務化するとともに、資格要件を最低基準で定める
- ・ 施設長研修は、施設団体が実施する研修を指定。2年に1回以上の受講を義務づけ
→平成23年9月の省令改正で、施設長の資格要件を定め、研修を義務づけ
平成24年2月に、第1回の施設長研修会を開催

② 施設の組織力の向上

- ・ 平成21年度より、自立支援計画の作成・進行管理、職員の指導等を行う「基幹的職員（スーパーバイザー）」の配置と専門性の向上を推進
- ・ 今後の課題として、直接ケアに当たる職員のチーム単位で、ケア方針の調整や、ケアチームをまとめる「チーム責任者」といったものを配置し、措置費の俸給格付けを検討
- ・ 「施設長→基幹的職員→チーム責任者→一般職員」という形で、組織として一体的な力を発揮。また、キャリアアップの仕組みともなり、職員の質の向上を図る。

※基幹的職員の配置(平成21年度～)

- ・ 平成21年度より、一定の施設経験を有し、一定の研修を修了した者について基幹的職員として位置付け、人件費の改善を図るとともに、都道府県が行う基幹的職員研修事業を創設。
- ・ 基幹的職員研修の研修講師等を務める研修指導者の養成研修を、平成21年度から国立武蔵野学院において実施。

③ 職員研修の充実

- ・ 社会的養護の質を確保するためには、その担い手となる施設職員の専門性の向上を図り、計画的に育成するための体制を整備する必要がある。
- ・ 各施設種別団体において、職員研修システムの構築と実施を推進
- ・ 人材確保のため、就職前の学生に体験してもらおうインターンシップも重要

(3) 親子関係の再構築支援の充実

- 虐待を受けた児童の早期の家庭復帰や、家庭復帰後の虐待の再発防止、親子関係の回復のため、親子分離に至らない段階での親支援のため、親子関係の再構築支援が重要。
- 例えば、施設からの家庭復帰に向けて、親との面会や、宿泊、一時的帰宅などの段階的な支援を行う、
- また、暴力以外の方法を知らずにしつけと称して虐待をしてしまう親に対し、子どもの問題行動に教育的に対処できるスキルを指導するコモンセンス・ペアレンティング（CSP）など、様々なペアレントトレーニングの技術開発が行われている。
- 子どもにとって、その生き立ちや親との関係について、自分の心の中で整理をつけられるよう、親子関係の再構築について、子どもに対する支援も必要。
- 親子関係の再構築等の家庭環境の調整は、措置の決定・解除を行う児童相談所の役割であるとともに、児童福祉施設最低基準に定められた施設の役割でもあり、施設は、児童相談所と連携しながら行う必要。

<家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）の設置>

- ・平成11年から乳児院、平成16年から児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設に配置

<心理療法担当職員の設置>

- ・平成11年から児童養護施設、平成13年から乳児院、母子生活支援施設、平成18年から児童自立支援施設に配置

<家族療法事業>

- ・平成6年から情緒障害児短期治療施設、平成18年から乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設に拡充。措置費の施設機能強化推進費により行われており、平成22年度は121施設で実施。
- ・対象となる子ども等に数か月の治療計画を立て、面接、宿泊、親子レクリエーション、家庭訪問等により、心理療法担当職員による心理的な関わりと、児童指導員による生活指導的な関わりの両面から家族全体を支援

<今後の課題>

- ①保護者支援プログラムの開発・普及、支援者のスキルの向上
- ②施設による親子関係再構築支援の体制（直接ローテーションに加わらない専門職員のチーム）
- ③児童相談所、施設、児童家庭支援センターの関係機関の連携

(4) 自立支援の充実

① 自立生活能力を高める養育

- ・ 安心感ある場所で、大切にされる体験を提供し、自己肯定感を育み自分らしく生きる力、他者を尊重し共生していく力、生活スキル、社会的スキルの獲得など、ひとりの人間として生きていく基本的な力を育む養育を行う必要がある。

② 特別育成費、大学等進学支度費、就職支度費の増額

- ・ 就職に役立つ資格の取得や、進学希望の場合の学習塾の利用もできるよう、高校生の特別育成費の充実が必要
- ・ 大学等進学支度費、就職支度費は、大幅に増額する必要がある。
 - 平成24年度から、就職や進学に役立つ資格取得や講習等の経費を支給（55,000円）。
 - また、就職支度費と大学進学等自立生活支度費を改善（216,510円→268,510円）

③ 措置延長や、自立援助ホームの活用

- ・ 生活が不安定な場合は、18歳以降も、20歳に達するまでの措置延長を活用
- ・ 児童養護施設の中には、高校に進学しなかったり、高校を中退すると、18歳前でも退所させる施設もあるが、自立生活能力がないまま退所させることのないようにすべき。
 - 平成23年12月に、措置延長、措置継続、再措置等の積極的な実施について自治体に通知
- ・ 自立援助ホームは、児童の自立した生活を支援する場として、整備推進を図る。

④ アフターケアの推進

- ・ 平成16年の児童福祉法改正で、各施設の業務に、退所者への相談支援を規定。
- ・ 児童養護施設に、今後、自立支援担当職員を置き、施設入所中からの自立支援や、退所後の相談支援などのアフターケアを担当させる体制を整備。
- ・ 退所児童等アフターケア事業を推進。退所者等の自助グループを、施設単位や広域単位で育成
- ・ 身元保証人確保対策事業は、保証の申込み期間（現在は施設退所後半年以内）の延長や、連帯保証期間（現在は保証開始後原則最長3年）の延長を検討。
 - 平成24年度から、申込期間を1年に延長し、就職時の身元保証の期間を最長5年、賃貸住宅等の賃借時の連帯保証の期間を最長4年までに延長可能とする。
- ・ 奨学金の情報を施設団体で整理し、各施設へ提供

(5) 子どもの権利擁護

①子どもの権利擁護の推進

- ・子どもの権利擁護は、子どもの基本的人権を護ること。子どもの権利条約では、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」の4つの権利が定められているとされる。
- ・本年の児童福祉施設最低基準改正で、「児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない」と規定。

②子どもの意見をくみ上げる仕組み

- ・社会的養護の施設等では、子どもの気持ちを受け入れつつ、子どもの置かれた状況や今後の支援について説明、
- ・「子どもの権利ノート」を活用し、意見箱や、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会等を活用する。
- ・当事者（社会的養護の下で育った元子どもを含む。）の声を聞き、施設等の運営の改善や施策の推進に反映させていく取組も重要。

③被措置児童等虐待の防止

- ・平成20年の児童福祉法改正による被措置児童虐待の通報制度や、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」に基づき、施設職員や里親による虐待の防止を徹底。
（平成22年度の届出・通告受理件数は176件、うち都道府県等が虐待と認めた件数は39件）
- ・職員の意識の向上や、風通しのよい組織運営、開かれた組織運営、子どもの意見をくみ上げる仕組みの推進により、防止を徹底。

④子どもの養育の記録

- ・社会的養護による主たる養育者が途中で変わる場合の記録やその引き継ぎの在り方について検討する必要。
→平成23年4月に「育てノート」(第1版)を作成。
- ・複数の養育者や支援者が関わる場合に、情報共有の在り方も、子どものプライバシーにも配慮しながら実践の中で、取り組みの在り方を検討していく必要。

(6) 施設類型の在り方と相互連携

- 施設類型の在り方については、これまで、平成9年、16年、20年の改正が行われた。
- 現行施設の地域での相互連携によるネットワーク化が今後の課題。

<施設類型の見直しの経緯>

- 平成9年改正で、
 - ・養護施設、教護院、母子寮の名称・機能の見直しや、
 - ・虚弱児施設の児童養護施設への類型統合が行われ、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設の5類型となった。児童家庭支援センターと自立援助ホームも法定化
- 平成16年改正で、乳児院と児童養護施設の年齢要件を弾力化
 - ・乳児院： 2歳未満 → 必要な場合は幼児（小学校就学前）を含む
 - ・児童養護施設： 乳児（0歳）を除く児童 → 必要な場合は乳児を含む
- 平成20年改正で、
 - ・ファミリーホームが法定化
 - ・自立援助ホームについて、都道府県に対する申し込み制、対象年齢の20歳未満までの引上げの改正

<相互連携の例>

- ①児童自立支援施設・情緒障害児短期施設
 - ・児童養護施設で一時的に不安定となっている子どもで、短期間、場所を変えてケアすることが有効な場合に、児童自立支援施設や情緒障害児短期治療施設で一時的にケアする、あるいは通所利用
- ②児童養護施設
 - ・児童自立支援施設や情緒障害児短期施設で対応した子どもが、落ち着きがみられるようになった場合に、より家庭的な環境を持つ児童養護施設で養護する
- ③母子生活施設と他の施設
 - ・他の施設から退所した後、母子生活支援施設における母子双方の支援を通じ、親子再統合を図る

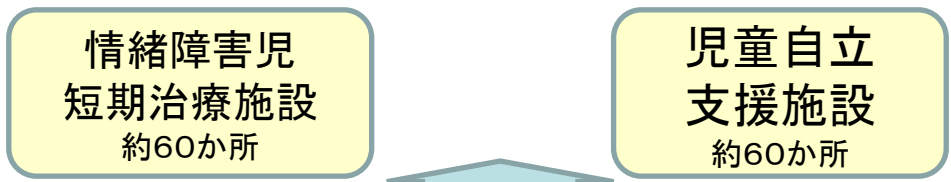
地域における総合的な社会資源の整備

○地域での総合的な整備の視点も課題であり、3つの段階により、重層的で体系的な社会的養護の体制整備を進めていくことが必要。

短期の治療的施設

情緒行動上の問題や、非行問題など、特別のケアが必要な児童を入所させ、比較的短期間で、心理治療や生活指導を行う

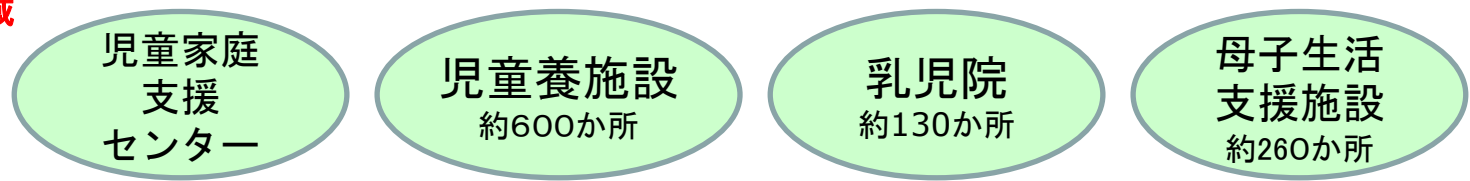
都道府県・指定都市を単位



施設養護の拠点施設

家庭的養護で対応できない部分を担うとともに、地域の拠点として、家庭的養護の支援や地域の親子等の支援を推進

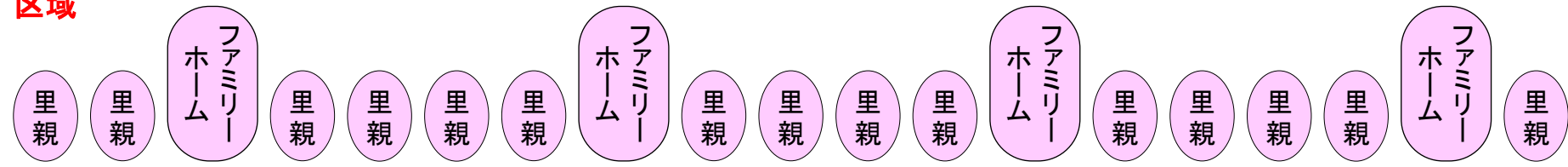
広域の地域を単位



家庭的養護

里親、ファミリーホームを、市区町村の区域を単位に確保し、社会的養護を必要とする児童が、できるだけ連続性をもった環境の中で養育されるようにする

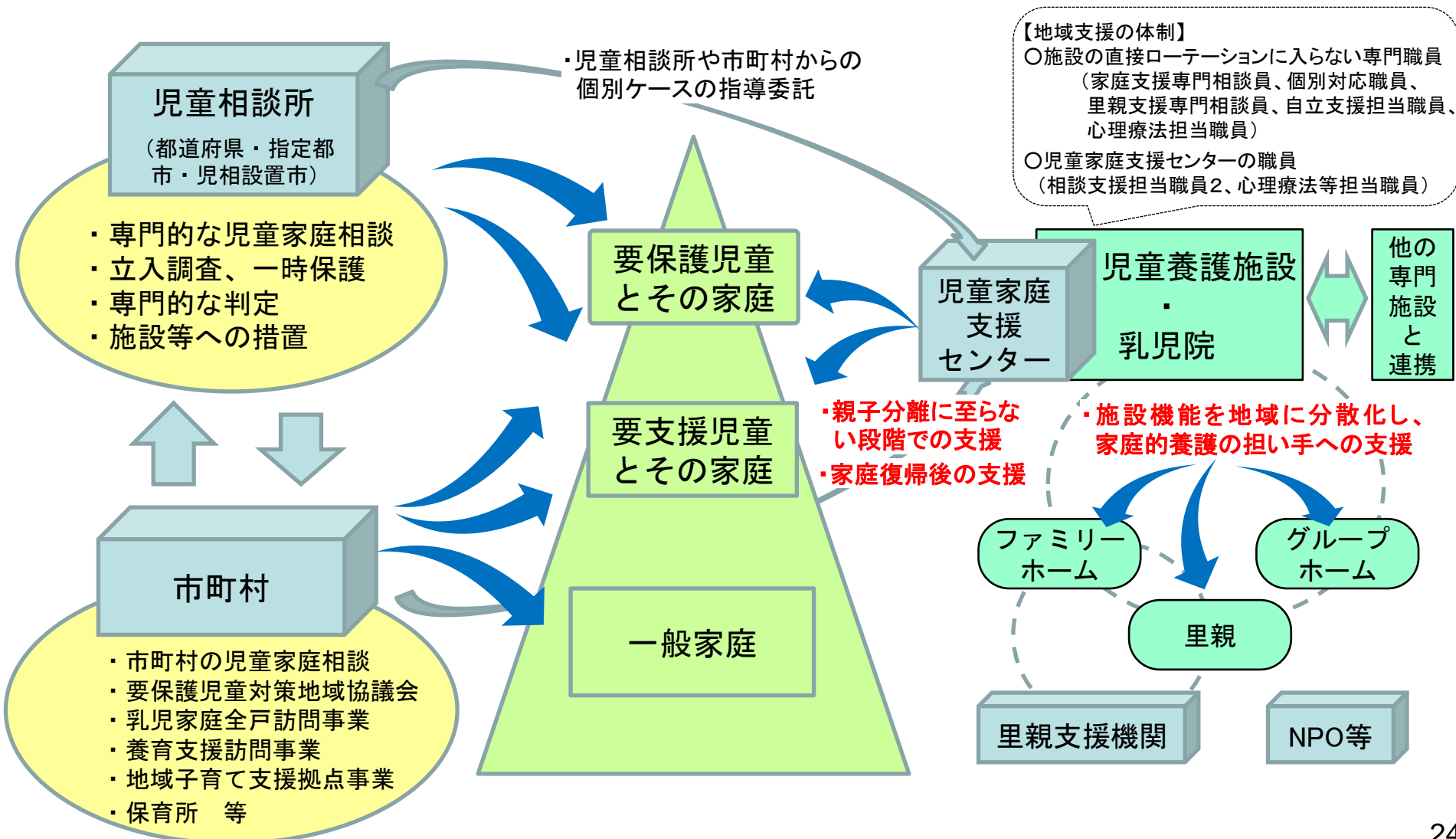
各市区町村の区域



(7) 社会的養護の地域化と市町村との連携

○施設機能を地域分散化し、施設を地域における社会的養護の拠点とし、里親をはじめ、地域における社会的養護の担い手などが、つながりをもって、トータルなプロセスを保障。

○また、市町村の児童家庭相談や、養育支援訪問事業等の子育て支援施策との連携を推進。



4. 施設の人員配置の課題と将来像

(1) 直接職員の基本配置の引上げ

児童の抱える問題の複雑・多様化を踏まえて、ケアの質を高めるため、直接養育にあたる職員の配置基準の引上げが必要である。以下のような目標水準を念頭に置きながら、段階的な取り組みを含めて、引上げを検討

施設種別	従来	目標水準	考え方
児童養護施設	児童指導員・保育士 0歳児： 1.7 : 1 1・2歳児： 2 : 1 3歳以上幼児 4 : 1 小学校以上 6 : 1	0・1歳児： 1.3 : 1 2歳児： 2 : 1 3歳以上幼児： 3 : 1 小学生以上： 4 : 1 ※小規模ケア加算等とあわせて概ね3:1ないし2:1相当	<ul style="list-style-type: none"> ・6 : 1は、交代勤務のため1人の職員が18人の子どもを見る体制であり、心に傷ついた子どもに十分なケアは困難。地域分散化の推進で、本体施設には一層難しい子どもが増える。 ・小規模グループケア化しても勤務ローテーションが確保できる水準に引上げ
乳児院	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児： 1.7 : 1 2歳児： 2 : 1 3歳以上幼児： 4 : 1	0・1歳児： 1.3 : 1 2歳児： 2 : 1 3歳以上幼児： 3 : 1 ※小規模ケア加算等とあわせて概ね1:1相当	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児院は、虐待、病児、障害等の医学的・発達の課題がある乳幼児が中心。夜勤体制（SIDS対応の15分毎視診）も必要。現行の集団的養育の人員配置は、心身の発達に重要な時期に不十分。 ・小規模グループケア化しても勤務ローテーションが確保できる水準に引上げ
情緒障害児短期治療施設	児童指導員・保育士 5 : 1 心理療法担当職員 10 : 1	児童指導員・保育士 3 : 1 心理療法担当職員 7 : 1	<ul style="list-style-type: none"> ・情緒障害、精神疾患や発達障害等の対応の難しい子どもが増加 ・児童養護施設よりも手厚い体制
児童自立支援施設	児童自立支援専門員・児童生活支援員 5 : 1	児童自立支援専門員・児童生活支援員 3 : 1 心理療法担当職員 10 : 1	<ul style="list-style-type: none"> ・非行、暴力のほか発達障害、行為障害等最も対応が難しい子どもへの対応や心理的ケアが必要 ・心理的ケアが必要な子どもの増加に対応
母子生活支援施設	母子支援員、少年指導員：それぞれにつき 20世帯未満1人、 20世帯以上2人	母子支援員、少年指導員：それぞれにつき 10世帯未満1人 10世帯以上2人 20世帯以上3人 30世帯以上4人	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者や虐待を受けた児童への個別支援が必要。 ・現状では、20世帯で母子支援員・少年指導員合計4名の体制は、交代勤務のため常時1人しか配置できず、母子の様々な課題に、個別対応や、関係機関調整の外出など、必要な支援が困難。 ・常時複数配置して役割分担できる体制。

(2) 加算職員の配置の充実

施設機能の強化を図るため、次のような加算職員の配置が必要

<p>①里親支援担当職員の配置 (乳児院、児童養護施設)</p>	<p>・日本の社会的養護は、施設が9割、里親等が1割であり、欧米主要国と比べ、施設養護に過度に依存している。里親等の家庭的養護の比率を大幅に引き上げるためには、新規里親開拓や、里親への相談支援を行う体制の充実が必要であり、施設に地域支援の拠点機能を持たせ、里親やファミリーホームへの支援を行えるよう、施設に里親支援担当職員を置く必要がある。</p>
<p>②自立支援担当職員の配置 (児童養護施設)</p>	<p>・新設高校卒業後の進路は、児童養護施設の児童は、大学や専門学校等への進学は23%にとどまり、一般の高卒の77%よりも大幅に低い。また、退所後の生活も不安定な者が多い。社会的養護の子どもたちが、平等に社会のスタートラインに立てるよう、就職・自立の支援や、退所後のアフターケアの充実のための自立支援の体制整備が必要であり、施設に自立支援の担当職員を置く必要がある。</p>
<p>③心理療法担当職員の全施設配置</p>	<p>・虐待を受け心に傷を負った児童等に対する心理的ケアの充実する必要がある、このため、心理療法担当職員の配置を全施設化する必要がある。</p>

<基本配置以外の専門職員> ※このほか、小規模グループケア加算は、1グループにつき1名を加算

<p>児童養護施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭支援専門相談員(必置) ・個別対応職員(必置) ・心理療法担当職員(対象10人以上→全施設) ・里親支援担当職員(新) ・自立支援担当職員(新) ・看護師(対象15人以上) ・職業指導員(設備を置いて職業指導をする場合) ・小規模施設加算(定員45人以下) ・指導員特別加算(非常勤)(定員35人以下) 	<p>情緒障害児短期治療施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭支援専門相談員(必置) ・個別対応職員(必置) ・医師(必置) ・看護師(必置)
<p>乳児院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭支援専門相談員(必置) ・同(非常勤)(定員40人以上) ・個別対応職員(対象8人以上→全施設) ・心理療法担当職員(対象10人以上→全施設) ・里親支援担当職員(新) ・小規模施設加算(定員20人以下) ・指導員特別加算(非常勤)(定員35人以下) 	<p>児童自立支援施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭支援専門相談員(必置) ・個別対応職員(必置) ・心理療法担当職員(対象10人以上→心理10:1へ) ・職業指導員(設備を置いて職業指導をする場合) <p>母子生活支援施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別対応職員(→20世帯以上は早期に必置に) ・心理療法担当職員(対象10人以上→全施設) ・保育士(保育設備がある場合30:1(最低1)→保育所並びに) ・指導員加算(非常勤)(定員40世帯以上→基本配置に含む) ・特別生活指導費加算(非常勤)(対象4人以上→対象数に応じ複数) ・夜間警備体制強化加算(体制をとる場合)

(3) 平成24年度予算による人員配置の引上げ (平成24年4月～)

①基本配置の引上げ (標準的な定員の施設で1名程度の増)

※平成24年4月は措置費の配置基準を引上げ、平成24年5月に設備運営基準(最低基準の条例の基準)を改正

施設種別	従来	平成24年度予算	「社会的養護の課題と将来像」の目標水準	直近の改正時期 (措置費)
児童養護施設	児童指導員・保育士 0歳児: <u>1.7:1</u> 1・2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 4:1 小学校以上: <u>6:1</u>	児童指導員・保育士 0・1歳児: <u>1.6:1</u> 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 4:1 小学生以上: <u>5.5:1</u>	児童指導員・保育士 0・1歳児: 1.3:1 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 3:1 小学生以上: 4:1 ※小規模ケア加算等とあわせて概ね3:1ないし2:1相当	昭和51年
乳児院	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児: <u>1.7:1</u> 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 4:1	看護師・保育士・児童指導員 0・1歳児: <u>1.6:1</u> 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 4:1	児童指導員・保育士 0・1歳児: 1.3:1 2歳児: 2:1 3歳以上幼児: 3:1 ※小規模ケア加算等とあわせて概ね1:1相当	昭和51年
情緒障害児 短期治療施設	児童指導員・保育士 <u>5:1</u> 心理療法担当職員 10:1	児童指導員・保育士 <u>4.5:1</u> 心理療法担当職員 10:1	児童指導員・保育士 3:1 心理療法担当職員 7:1	昭和51年
児童自立支援 施設	児童自立支援専門員・児童 生活支援員 <u>5:1</u>	児童自立支援専門員・児童 生活支援員 <u>4.5:1</u>	児童自立支援専門員・児童 生活支援員 3:1 心理療法担当職員 10:1	昭和55年
母子生活支援 施設	母子支援員 <u>20世帯未満 1人</u> <u>20世帯以上 2人</u> 少年指導員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人	母子支援員 10世帯未満 1人 <u>10世帯以上 2人</u> <u>20世帯以上 3人</u> 少年指導員 20世帯未満 1人 20世帯以上 2人	母子支援員、少年指導員: それぞれにつき 10世帯未満 1人 10世帯以上 2人 20世帯以上 3人 30世帯以上 4人	昭和57年

②加算職員の充実

- ・児童養護施設と乳児院に、新たに、里親支援専門相談員を配置
- ・乳児院の個別対応職員を、全施設化

(参考1) 児童養護施設の人員配置の引上げの目標水準について

目標水準の考え方・小規模ケアの勤務ローテーションが成り立つ人員配置

- 小規模グループケアでは、1ユニットに3.6人以上の配置が必要
 - ・6:00~22:00の16時間を、早番、遅番で分担し、かつ、年間所定内勤務日数を243日としてローテーションを組むと、 $365日 \times 2人 \div 243日 = 3人$ となり、1人配置をするために約3人が必要。
 - ・毎日3時間の2名配置を確保するには、 $365日 \times 3時間 \div 8時間 \div 243人 = 0.56人$ が必要
 - ・ $3人 + 0.56人 = 3.56人$ が必要 (単純化した試算)

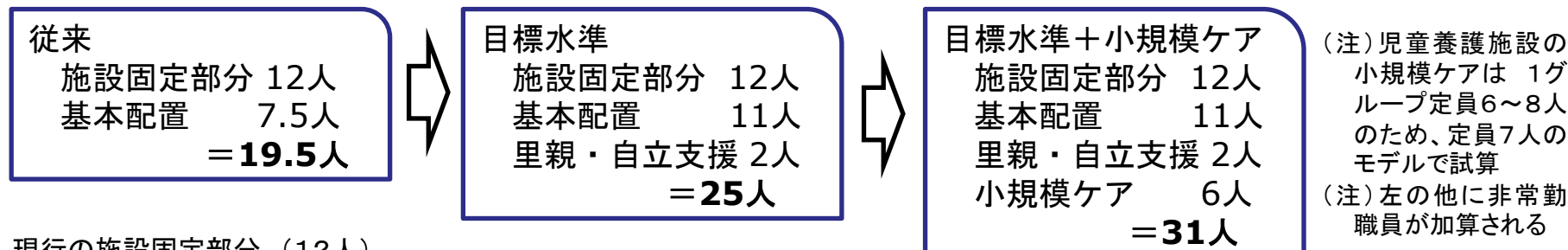
※宿直を1週1回程度という労働基準法を遵守するため、週4日分を管理宿直等職員の加算で対応

○小規模ケア加算1人に加え、オールユニット化施設では調理員等をユニット担当に算入できることから、基本配置を6:1から4:1に引き上げれば、1ユニットに3.8人の配置となり、上記の勤務ローテーションが可能な配置となる。

○さらに、1グループ毎に非常勤1人分の管理宿直等職員を加算し、宿直の補助のほか、昼間の家事支援に充てる。

	配置基準		7人ユニットで、小学生以上6人、 年少児1人の場合の職員数	小規模ケア加算 +1	調理員1人をユニット 担当に算入 +1 (A)	実質の配置 (7/A)
	小学生以上	年少児				
従来	6 : 1	4 : 1	$6 \div 6 + 1 \div 4 = 1.25人$	2.25人	3.25人	2.15:1
目標水準	4 : 1	3 : 1	$6 \div 4 + 1 \div 3 = 1.83人$	2.83人	3.83人	1.83:1

児童養護施設のモデル施設 (児童定員42人=小規模ケア6グループ×7人)の人員配置のイメージ



現行の施設固定部分 (12人)
施設長1、事務員1、心理療法担当職員1、
家庭支援専門相談員1、個別対応職員1、看護師1、
栄養士1、調理員等4、小規模施設加算1、

新設 (2人)
里親担当職員1、自立支援担当職員1

	基本配置		定員42人中、小学生以上 36人、年少児6人の場合 の児童指導員・保育士数
	小学生以上	年少児	
従来	6 : 1	4 : 1	$36 \div 6 + 6 \div 4 = 7.5人$
目標水準	4 : 1	3 : 1	$36 \div 4 + 6 \div 3 = 11人$

(参考2) 乳児院の人員配置の引上げの目標水準について

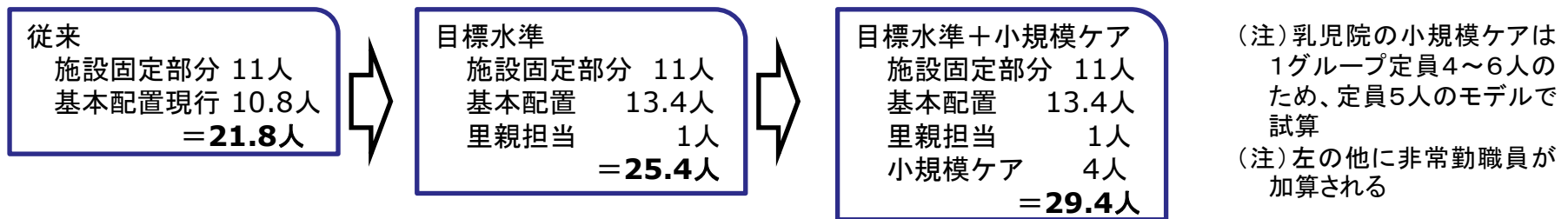
目標水準の考え方・小規模ケアの勤務ローテーションが成り立つ人員配置

- 小規模ケアで昼間1ユニットに1.5人、夜間2ユニットに1人配置の場合、1ユニットに4.9人以上の配置が必要
 - ・7:00~21:00の14時間を、1日8時間勤務で分担し、かつ、年間所定内勤務日数を243日としてローテーションを組むと、
 $14時間 \div 8時間 \times 365日 \div 243日 = 2.63人$ となり、1.5人配置で $2.63 \times 1.5 = 3.94人$ が必要
 - ・2ユニットで1人の夜勤を置くこととし、 $10時間 \div 8時間 \times 365日 \div 243日 \div 2ユニット = 0.94人$ が必要
 - ・ $3.94人 + 0.94人 = 4.88人$ が必要 (単純化した試算)
- 小規模ケア加算1人に加え、調理員等の一部や一定規模以下の施設での加算をユニット担当に算入できることから、基本配置を1.7:1から1.3:1に引き上げれば、上記の勤務ローテーションが可能な配置となる。

(注)調理員等の配置は1施設4人。また、定員20人以下施設については、常勤保育士1人が加算。さらに、定員35人以下の施設では、非常勤の指導員特別加算1人。このうち4人を4ユニットで分けると各1人。4人を6ユニットで分けると各0.67人。
- さらに、1グループ毎に非常勤1人分の管理宿直等職員を加算し、補助職員に充てる。

	配置基準			5人ユニットで、0・1歳3.4人、2歳1.1人、3歳0.5人の場合の職員数	小規模ケア加算 +1	調理員等0.6人をユニットへ +0.6 (A)	実質の配置(5/A)
	0・1歳児	2歳児	3歳以上				
従来	1.7 : 1	2 : 1	4 : 1	$3.4 \div 1.7 + 1.1 \div 2 + 0.5 \div 4 = 2.68人$	3.68人	4.28人	1.17:1
目標水準	1.3 : 1	2 : 1	3 : 1	$3.4 \div 1.3 + 1.1 \div 2 + 0.5 \div 3 = 3.33人$	4.33人	4.93人	1.01:1

乳児院のモデル施設(児童定員20人=小規模ケア4グループ×5人)の人員配置のイメージ



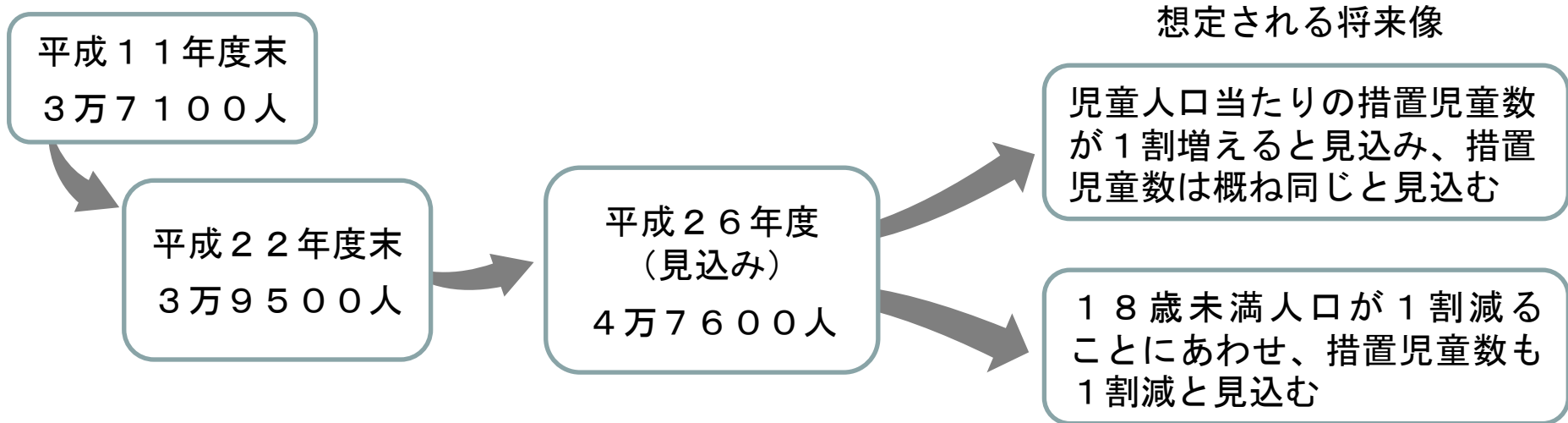
現行の施設固定部分 (11人)
 施設長1、事務員1、心理療法担当職員1、
 家庭支援専門相談員1、個別対応職員1、
 栄養士1、調理員等4、小規模施設加算1
 新設 (1人)
 里親担当職員1

	配置基準			定員20人中、0・1歳13.6人、2歳4.6人、3歳1.8人の場合の職員数
	0・1歳児	2歳児	3歳以上	
従来	1.7:1	2:1	4:1	$13.6 \div 1.7 + 4.6 \div 4 + 1.8 \div 4 = 10.8人$
目標水準	1.3:1	2:1	3:1	$13.6 \div 1.3 + 4.6 \div 2 + 1.8 \div 3 = 13.4人$

5. 社会的養護の整備量の将来像

(1) 社会的養護の児童の全体数

- 社会的養護の児童数は、この10年間で1割増加している。子ども・子育てビジョンでは、被虐待児童の相談の増加等にかんがみ、平成20年度から平成26年度までに1割以上の増と見込んでいる。
- その後の見通しについては、被虐待児童の発生率が更に増える可能性もあるが、家族再構築支援や、子育て支援の施策の進展により、伸びを抑制できる可能性もあり、見通しは難しい。
- 当面、児童人口の推移と同じと仮置きして考えるとすれば、将来人口推計（高位推計）では、その後の10年間で、18歳未満人口の1割縮小が見込まれており、これと同様の推移を見込むか、あるいは、人口の縮小にかかわらず、少なくとも対象児童は減少しないと見込むことが考えられる。



※措置児童数は、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、里親、ファミリーホーム、自立援助ホームに措置等した児童数

※平成26年度の見込みは、子ども・子育てビジョンの児童養護施設610カ所、里親等委託率16%等の目標値と、現在の施設の平均定員等からの試算

増える要素

- ・潜在事例の掘り起こし
- ・家庭の複雑さの進展

抑制要素

- ・子育て支援施策や家族再構築支援の効果

(2) 施設数等

- 子ども・子育てビジョンにおいて、平成26年度までに、児童養護施設は610か所、情短施設は47か所に増やす目標を設定。
- その後は、施設を小規模化しつつ地域支援に力を入れるため、施設数は全体では現状維持が見込まれる。
- 情短施設は、複数設置の都道府県もあることから、更なる増設が必要。10施設程度が児童養護施設から転換すると見込むと、児童養護施設600か所、情短施設57か所となる。
- 乳児院、児童自立支援施設、母子生活支援施設については、概ね現状維持を見込む。
- 地域小規模児童養護施設は、児童養護施設1施設に1か所、自立援助ホームは、児童養護施設2施設に1か所を見込む。ファミリーホームは、里親等委託率の引上げに伴い、5000人程度を見込んで1000か所程度を見込む。児童家庭支援センターは、児童養護施設や乳児院の標準装備としていく。

	平成23年4月	平成23年10月 (現状)	平成26年度 ※は子ども・子育てビ ジョンの目標値	想定される将来像
児童養護施設	585か所	585か所	610か所 ※	600か所程度
地域小規模児童養護施設	219か所	221か所	300か所 ※	600か所程度
乳児院	129か所	129か所	130か所	130か所程度
情緒障害児短期治療施設	37か所	37か所	47か所 ※	57か所程度
児童自立支援施設	58か所	58か所	58か所	59か所程度
母子生活支援施設	262か所	261か所	262か所	262か所程度
自立援助ホーム	76か所	82か所	160か所 ※	300か所程度
ファミリーホーム	126か所	145か所	140か所 ※	1000か所程度
児童家庭支援センター	82か所	87か所	120か所 ※	児童養護施設・乳児院 の標準装備としていく

(3) 里親等委託率

- 里親等委託率(乳児院、児童養護施設、里親、ファミリーホームへの措置児童合計に対する里親及びファミリーホーム措置児童数の割合)は、平成14年度末の7.4%から22年度末の12.0%まで、8年間で1.62倍に増加。子ども・子育てビジョンでは、平成26年度に16%とする目標を設定している。
- 欧米主要国で3割～7割であることを踏まえ、その後の十数年間で、里親等委託率を3割以上へ引き上げることを目標とする。
- そのためには、現在3万人の児童養護施設について、小規模化と施設機能の地域分散化により、2万人程度に抑え、里親やファミリーホームを大幅に増やして移行させることが必要

		平成22年度 (年度末実績)	平成26年度 (想定数)	想定される将来像
施設養護	①児童養護施設 (地域小規模を除く)	27,973人	31,900人程度	20,000人程度 うち半数はグループホームに
	②地域小規模児童養護施設	1,141人	1,600人程度	3,200人程度
	③乳児院	2,963人	3,300人程度	3,000人程度
家庭養護	④ファミリーホーム	497人	700人程度	5,000人程度
	⑤里親委託児童	3,876人	6,300人程度	7,100人程度 ～12,500人程度
合計数 (①～⑤)		36,450人	43,800人程度	38,300人程度 ～43,700人程度
里親委託率(④+⑤)／(①～⑤)		12.0%	16%	31.6%～40.0%

(人数は一定の条件での試算)

(4) 施設機能の地域分散化の姿

- 日本の社会的養護は、現在、9割が乳児院や児童養護施設で、1割が里親やファミリーホームであるが、これを、今後、十数年をかけて、
- (a) 概ね3分の1が、里親及びファミリーホーム
 - (b) 概ね3分の1が、グループホーム
 - (c) 概ね3分の1が、本体施設（児童養護施設は全て小規模ケア）という姿に変えていく。

<現在>

施設9割、里親等1割



<想定される将来像>

本体施設・グループホーム・里親等をそれぞれ概ね3分の1に

本体施設	本体施設	乳児院	3,000人程度
		児童養護	11,000人程度
		計	14,000人程度 (37%) ~ (32%)
グループホーム	グループホーム	地域小規模児童養護	3,200人程度
		小規模ケアのグループホーム型	9,000人程度
		計	12,200人程度 (32%) ~ (28%)
家庭養護	家庭養護	里親	7,100人程度 ~ 12,500人程度
		ファミリーホーム	5,000人程度
		計	12,100人程度 ~ 17,500人程度 (32%) ~ (40%)
グループホーム			
家庭養護			
	児童数合計		38,300人 ~ 43,700人 (人口比例で1割縮小の場合) (縮小しない場合)

(人数は一定の条件での試算)

(参考) 社会的養護の充実のためのステップ

平成23年度の取組

- ①実施要綱等の改正による運用改善（4月実施）
- ②里親委託ガイドラインの策定（4月実施）
- ③里親委託率の伸びの大きい自治体の取組事例集（5月）
- ④当面の最低基準改正（面積基準、人員配置など）（6月17日施行）
- ⑤省令改正（施設長研修、第三者評価義務化、親族里親要件等）（9月1日）
- ⑥施設運営指針・里親等養育指針の策定（6種別）（8月末～24年3月）
- ⑦第三者評価ガイドラインの見直し（8月末～24年3月）
- ⑧里親支援等に関し里親委託ガイドライン等改定（24年3月）
- ⑨施設長研修の実施（第1回、24年2月） 等

平成24年度の取組

- ①人員配置の引上げ（6:1→5.5:1 等）、里親支援専門相談員の配置、グループホーム等の賃借料の措置費算定、個別対応職員の配置拡充、自立生活支度費の改善、資格取得等経費 等の予算の充実
- ②第三者評価の義務実施（評価調査者養成研修等）
- ③施設運営の手引書等の作成（6種別）
- ④里親委託等の推進
- ⑤施設の小規模化・家庭的養護の推進
- ⑥親子関係の再構築支援の推進

人員配置の目標水準を
念頭に置いた引上げ

中長期的な取組 ～社会的養護のハード・ソフトの変革

家庭的養護の推進、施設機能の地域分散化、本体施設の小規模化・高機能化、専門的ケアの充実、自立支援の充実、家族支援・地域支援の充実 等